

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十六号

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立高等学校」の下に「(公立中等教育学校の後期課程を含む。第三条において同じ。)」を加える。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の四第一項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第一の備考一中「教育職員」の次に「並びに中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者」を加える。

別表第二の備考一中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を、「教育職員」の次に「(小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者を除く。)」を加える。

別表第三の備考中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

別表第四の備考中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校」に改める。

別表第五のイ中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校」に、「又は養護助教諭」を「、養護助教諭又は講師」に改め、同表のロ及びハ中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は高等学校」を「、高等学校又は中等教育学校」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第四条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

（徳島県安全で安心なまちづくり条例の一部改正）

第五条 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

（いじめ防止対策推進法施行条例の一部改正）

第六条 いじめ防止対策推進法施行条例（平成二十六年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

附則

この条例は、令和元年十一月一日から施行する。